

## 管理区域への入域時における装備品の不携帯について

### <概要>

#### (事象の発生状況)

- 平成 21 年 10 月 29 日、見学者の案内を行っていた当社社員 1 名が、誤って警報付個人線量計を携帯せずに使用済燃料を収納した貯蔵容器を保管している建物に入域しました。

#### (今後の対応)

- 原因について詳細に調査します。

#### (本人への影響)

- 現場の放射線量および当該社員の入域時間より、放射線による被ばくはないと評価しました。
- なお、警報付個人線量計を携帯していた他の社員および見学者の被ばく線量は 0.00 ミリシーベルトでした。

#### (公表区分)

- 本事象は公表区分「その他」ですが、透明性向上のためにお知らせするものです。

詳細は以下のとおりです。

### 1. 事象の発生状況

平成 21 年 10 月 29 日午後 3 時 33 分頃、見学者（4 名）の案内を行っていた当社社員 5 名が使用済燃料輸送容器保管建屋\*<sup>1</sup>（管理区域\*<sup>2</sup>）に入域しましたが、午後 3 時 35 分頃、その内の 1 名の社員が警報付個人線量計\*<sup>3</sup>を携帯していない可能性があることに、管理区域の出入り管理エリアの委託監視員が気づき、直ちに同行していた別の当社社員に連絡しました。

その後、午後 3 時 45 分頃、当該社員が退域する際に、警報付個人線量計を携帯していないことを委託監視員が確認しました。

### 2. 今後の対応

今後、当該社員が警報付個人線量計を携帯せずに管理区域へ入域した原因について、詳細に調査します。

### 3. 本人への影響

現場の放射線量および当該社員の入域時間から評価した結果、当該社員に放射線による被ばくはないと評価しました。

なお、警報付個人線量計を携帯していた他の社員および見学者の被ばく線量は 0.00 ミリシーベルトでした。

**\* 1 使用済燃料輸送容器保管建屋**

使用済燃料を輸送するための輸送容器と、使用済燃料を貯蔵するための乾式貯蔵容器を保管する建屋。

**\* 2 管理区域**

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるため管理を必要とする区域。

**\* 3 警報付個人線量計**

作業員個人の被ばく線量および放射線管理区域の入域時間を測定する測定器。被ばく線量や入域時間があるレベルに達したときに警報が鳴る。